

1. 尾道市総合計画の位置付け

本計画は、まちづくりを進めるための最も基本となる計画であり、本市の最上位計画です。

**最上位
計画**

尾道市総合計画

各分野別計画

【産業】

- ✓ 尾道市造船産業振興ビジョン
- ✓ 尾道市農業振興ビジョン
- ✓ 尾道市水産振興ビジョン

等

【観光・交流】 【景観】

- 【移住・定住】
- ✓ 尾道市景観計画
- ✓ 尾道市歴史的風致維持向上計画

等

【歴史・文化・芸術】 【学校教育】 【生涯学習】

- ✓ 尾道市歴史文化基本構想
- ✓ 尾道市教育大綱
- ✓ 尾道教育総合推進計画

等

【協働】 【人権】

- ✓ 尾道市人権啓発推進プラン
- ✓ 尾道市男女共同参画基本計画

等

【生活基盤】 【防災・防犯・交通安全】 【消防】 【環境】

- ✓ 尾道市都市計画マスターplan
- ✓ 尾道市空家等対策計画
- ✓ 尾道市環境基本計画

等

【子育て】

- 【健康・福祉・医療・介護】
- ✓ 尾道市こども計画
- ✓ 健康おのみち21・尾道市食育推進計画
- ✓ 尾道市高齢者福祉計画
- ✓ 尾道市障害者保健福祉計画

等

2. 尾道市総合計画策定条例

平成27年9月28日
条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、尾道市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

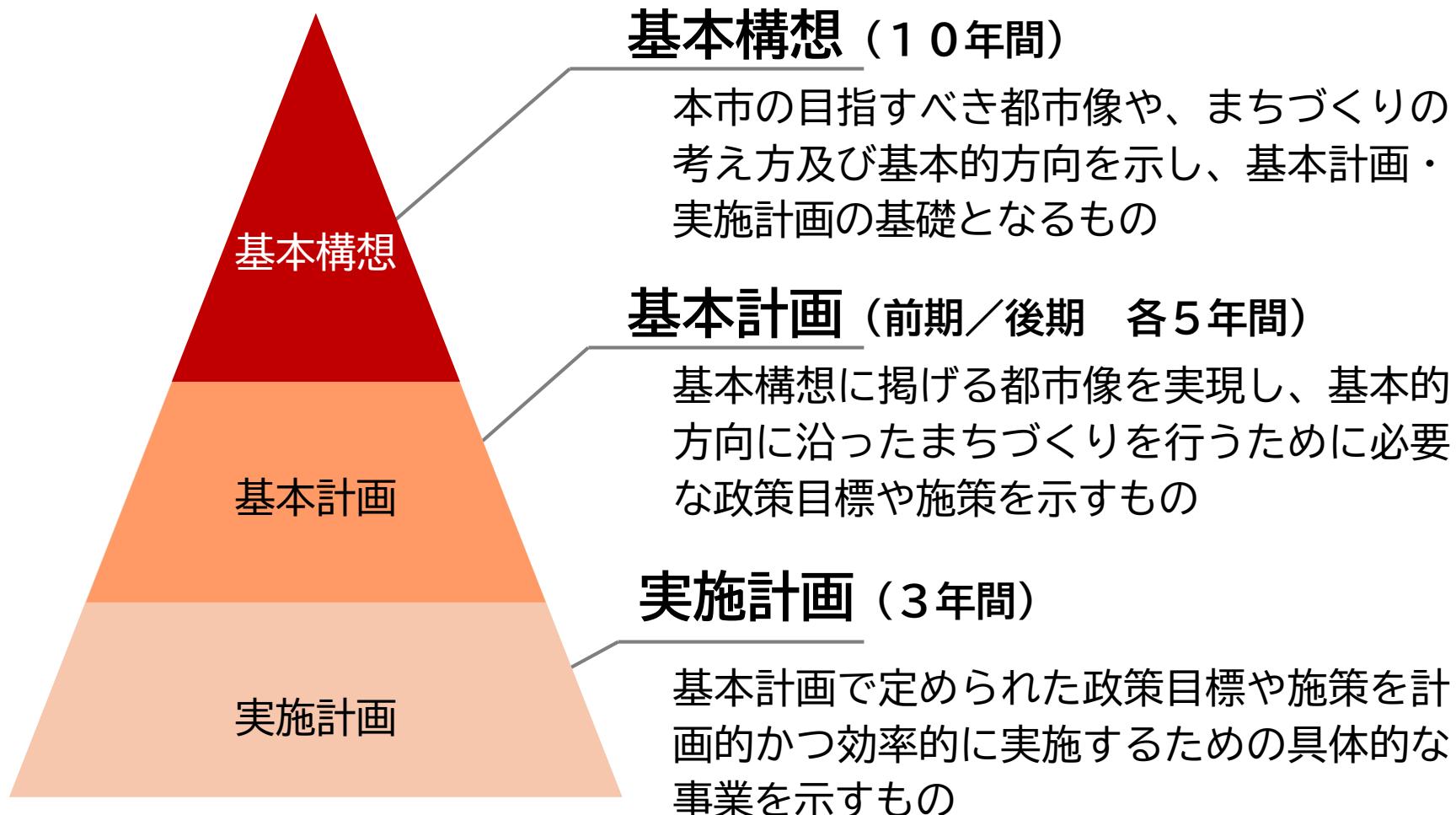
- (1) 総合計画 本市の将来にわたる健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政の総合的な計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の発展方向及び将来像を示し、これらを達成するために必要な施策の大綱を定めるもので、基本計画の基礎となるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を明らかにしたもので、計画実施の基礎となるものをいう。

(尾道市総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、尾道市総合計画審議会条例(昭和47年条例第34号)第1条に規定する尾道市総合計画審議会に諮問するものとする。

3. 現行の計画の構成

尾道市総合計画の構成図



4. まちづくりの考え方と都市像

